

2007  
vol. 4



# さくらんぼ

恵庭市男女共同参画情報紙



## <条例の「めざす姿」から抜粋>

平成15年7月に定めた「恵庭市の男女が平等に暮らすために共に歩む条例」では、家庭、学校、職場、地域、市役所それぞれの場において「めざす姿」をかかげています。「地域のめざす姿」は次のとおりです。

## 地域のめざす姿

- 1 活動の企画や決定に男女が対等に参画できる地域
- 2 男女共同参画について学習し、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスをなくすことに取り組む地域

## 思いこみのワナ

**「父親は、交通事故にあったひん死の息子を病院へ連れていった。外科医は、手術室に入りベットに横たわっている患者をみるやいなや驚いて息をのんだ。それは自分の息子だったから。」**

上記の文書を読んで、みなさんが感じることはどんなことでしょうか？

「変だな」と感じる方は、何処が変だと思われるですか？「変じゃない、自然だよ」と感じている方は、どうしてそう感じられるのでしょうか？

この文章は、ある小説の中の文章です。ですから間違っている部分はありません。では、どこに違和感を感じるのでしょうか？

この文章を読みながら、皆さんの頭の中でイメージされている映像は、どんな映像ですか？

交通事故にあった息子を病院に連れて行った父親の姿。患者の手術の為に手術室に入った外科医。そして事故にあった息子。この情景の中で、この文章が間違いではないのなら、どの部分がどういう映像であればいいのでしょうか？

ここまでで、もうおわかりになった方も多いかもかもしれません。ヒントは、外科医にあります。そうです、外科医は母親です。

この文章を様々な場で読んでいただきますが、なかなか外科医が母親だと早くに気がつく方は多くありません。それはどうしてなのでしょう？

私たちは、生まれてからいままでの経験や得てきた情報によって、判断する力をもっています。しかしそれは、誰もが同じものではありません。常識的という言葉で表現することは簡単ですが、一人ひとりでは決して常識が同じとは限らないのです。価値観も同じです。

この文章を読んで、外科医イコール男性という思い込みが多くの人の中にあっただのでは？と私は感じています。すぐに母親が外科医とわかった方は、何人くらいでしょうね。

人が人と暮らすとき、そして交流するとき、相手と自分が同じ映像を思い描いて、交流しているかどうかは、表現されないとわからないことが多々あるものです。

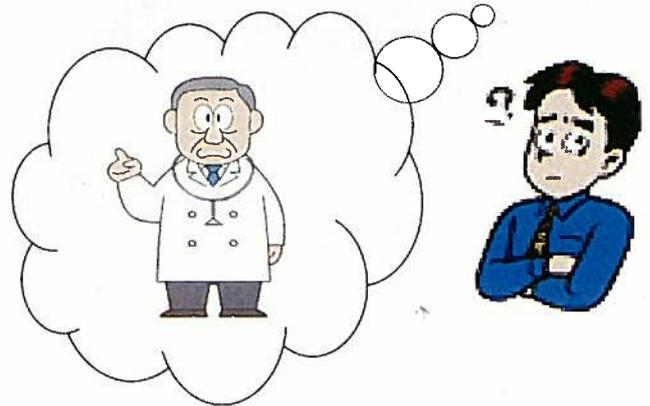
自分がこう思っている、自分はこう経験してきたと思うことが、果たして相手にも同じような経験があり、同じように理解されているのかどうか？

思いこみのワナによって、せつかくの人間関係を台無しにしていることはありませんか？自分と他人とは、感性や経験が同じではありません。同じではないからこそ理解しあうのでしょう。同じと勝手に思いこみ、自分なりに納得していることはありませんか？

わからないときには、相手に「わかるように教えてください」と聞いてみませんか？

日常生活の中には、自分の思いこみのワナがたくさんかくれていますよ。

共に生きるとき、思いこみが思わぬ展開を見せることがあります。そんな時に、冷静に自分に今与えられている情報は、「思いこみかどうか」整理してみませんか？



# お知らせコーナー

## 恵庭市ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭・父子家庭・寡婦の方が、  
自立のための就職活動や



病気・冠婚葬祭などの社会的生活上必要な理由で、  
一時的に生活援助が必要となった場合に、  
家庭生活支援員がご家庭で援助を致します。

### 《 援助の内容 》

- 食事の世話
- 居住の清掃
- 身のまわりの世話
- 生活必需品の買い物
- その他必要と認められるもの

### 《 利用者負担額 》

利用家庭の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円
その他の世帯	300円

### 《 利用方法 》

市役所子ども家庭課にご相談ください。

利用時間は、午前8時から午後6時までの間で、1時間単位での利用となります。  
申込みがあり、必要と認められる場合、委託先と連絡をとり、速やかに決定します。

### 《 相談・問合せ先 》

保健福祉部 子ども未来室 子ども家庭課 市役所1階<sup>19</sup> 直通電話33-3144

## アティチューティナルヒーリンググループワークのお誘い

アティチューティナル・ヒーリング (AH) というのは、心の平和を唯一の目的とし、自分の責任で心の姿勢 (アティテュード) を選び取っていくというプロセスです。

日常生活の悩みなどをアティチューティナル・ヒーリング環境で話し合う、サポートグループです。健康の悩み、人間関係の悩みなど、何でも対象になります。グループで話したことの秘密は守られます。参加費は無料です。恵庭市内にて、4月よりグループワークを開始いたしますので興味のある方、参加希望の方は、0123-34-7472(瀬川) までお電話ください。

北海道では、初めてのピアサポートグループになります。



## ☆男女雇用機会均等法及び労働基準法の一部改正☆

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつその能力を十分発揮できる雇用環境を整備するため、男女雇用機会均等法と労働基準法の一部が改正されました。

### <改正男女雇用機会均等法のポイント>

- ①性による差別禁止の範囲拡大（男性に対する差別も禁止、禁止される差別の追加・明確化、間接差別が禁止）
- ②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
- ③セクシュアルハラスメント防止措置の義務化
- ④企業名公表対象の拡大
- ⑤個別紛争解決援助対象の拡大
- ⑥ポジティブ・アクションの推進
- ⑦過料の創設 等

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kaiseidanjo/>)

※ 詳しくは、北海道労働局雇用均等室 (Tel.011-709-2715) までお問い合わせ下さい。

## 配偶者の暴力、ひとりで悩まないで..!

道内には、配偶者暴力相談支援センターが18カ所設置されており、配偶者からの暴力全般に関する相談を受け付けています。

たとえ相手が夫や妻など身近な関係にあったとしても、**暴力は犯罪です**。他人ではないから何をしてもいいという理由で見過ごされてしまいがちですが、どんな場合でもどんな間柄でも暴力は許されません。相手の暴力を、自分のせいだと思いこんで、自分を責めないでください。

恥ずかしいことと思ったり、家族に迷惑がかかると気にすることにより、被害が表に出にくくなる場合があります。さらに、子どもに及ぼす影響は計り知れないものがあります。ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

暴力を受けて、緊急に非難したい場合は、110番通報するか最寄りの警察署または交番に駆け込んでください。また、身近な人が被害にあっていたら、最寄りのセンターに電話をかけるよう助言してください。

加害者から身を守るために、保護命令という手続きがあり、接近禁止命令と退去命令の2つがあります。!

なお、北海道立女性相談援助センターでは、弁護士による法律相談や女性の被害者の一時保護も行っています。

## 男女共同参画関係相談窓口

### 配偶者暴力に関する道内の窓口

- 北海道立女性相談援助センター Tel. 011(666)9955
- 札幌市配偶者暴力相談センター Tel. 011(728)1234
- 北海道庁環境生活部生活局参事 Tel. 011(221)6780
- 石狩支庁地域振興部環境生活課 Tel. 011(232)4760

### 労働相談に関する窓口

- 北海道労働局雇用均等室 Tel. 011(709)2715
- 札幌総合労働相談コーナー Tel. 011(223)8712

### 女性問題全般

- (財)北海道女性協会 Tel. 011(251)6349
- (人生相談・法律相談は事前に予約が必要)
- 恵庭市の相談窓口 (Tel. 0123-33-3131)
- 無料法律相談 (事前に申込みが必要です)
- 広報広聴課 (内線2363)

### 配偶者からの暴力

- 子ども家庭課 直通Tel.33-3144
- 健康相談 保健センターTel.37-4121

総務部総務課では、この情報紙や男女共同参画に関する皆さんからのご意見・ご感想を待っています。

※ 出前講座もご利用ください。

発行 平成19年3月  
恵庭市役所総務部総務課  
Tel. 33-3131 (内線2212)